

咽頭結膜熱の流行について（警報）

令和 7 年（2025 年）6 月 10 日（火）14 時 00 分

北海道留萌保健所
(北海道留萌振興局保健環境部保健行政室)
T E L : 0164-42-8321

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 7 年（2025 年）第 23 週（令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 8 日（日））において、留萌保健所管内の小児科定点医療機関から報告される咽頭結膜熱患者報告数が、国の定める警報基準である 3 人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、留萌保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 咽頭結膜熱の感染予防

- ・患者との密接な接触を避けること。流行時にはうがいのほか、石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。
- ・器具には煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。
- ・プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。

2 咽頭結膜熱とは

- ・アデノウイルスの感染により、発熱（38～39 度）、のどの痛み、結膜炎といった症状をとこなう、小児に多い病気です。かつてはプール利用時の接触やタオルの貸し借り等で流行することがあったため、俗称として「プール熱」と呼ばれていました。近年ではタオルの共用が減った等の理由からプール利用における集団感染の報告は見られなくなっています。咽頭結膜熱は学校保健安全法上の学校感染症の一つで、主要症状がなくなった後、2 日を経過するまで登校禁止となります。

3 その他

(1) 最近 5 週における定点医療機関からの咽頭結膜熱患者報告状況

(単位：人)

	第 19 週 (5/5～5/11)	第 20 週 (5/12～5/18)	第 21 週 (5/19～5/25)	第 22 週 (5/26～6/1)	第 23 週 (6/2～6/8)
留萌保健所	1	1	0	0	3 ※
定点当たり	(1.00)	(1.00)	(0.00)	(0.00)	(3.00)※
全 道	43	72	63	77	—
定点当たり	(0.42)	(0.71)	(0.62)	(0.75)	(—)
全 国	935	1,279	1,343	—	—
定点当たり	(0.40)	(0.54)	(0.57)	(—)	(—)

※第 23 週の患者報告数は速報値。

全道の咽頭結膜熱流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 咽頭結膜熱警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<咽頭結膜熱の警報レベル>

咽頭結膜熱	警報	
	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	3	1